

## 交野市美化・緑化推進補助金交付要綱

### (目的)

第一条 市は、市民が健康で快適な生活環境を守るための美化・緑化活動に対して、予算の定めるところにより美化・緑化推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、交野市補助金交付規則（昭和48年規則第5号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (補助対象)

第二条 補助金交付の対象は、市民によって組織され、市内において美化・緑化を推進する団体または地区で市長が特に必要があると認めたものとする。

### (補助金の交付基準)

第三条 この要綱による補助金の交付基準額は、次のとおりとする。

- 2 美化及び花と緑の推進事業に要する経費として、その団体の事業を勘案し予算の範囲内で按分とすることとし、上限は100,000円とする。

### (補助金の交付申請)

第四条 規則第5条の規定による申請は、別記様式第1号によりおこなうものとする。

### (補助の条件)

第五条 この補助金は規則第5条第1項に規定する条件のほか同条第2項の規定により、次に掲げる条件を附すものとする。

- (1) 補助金にかかる収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了後5年間保留しておかなければならない。
- (2) 補助金は、補助事業に要する経費以外に支出してはならない。
- (3) その他市長が必要とする条件

### (実績報告)

第六条 規則第11条の規定による報告は、市の会計年度終了後10日以内に別記様式第2号により行うものとする。

- 2 規則第11条の規定による報告書に添付する書類は歳入歳出見込抄本とする。

### (補助金の交付)

第七条 この補助金は、規則第4条の規定により決定された補助金交付決定額の全部または一部を概算で交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付の決定通知を受け取った後すみやかに別記様式第3号による補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

#### 附則

この要綱は平成30年4月1日から適用する。